

上野事務所ニュース

30年10月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

最低賃金 の更新に ついて

地域別最低賃金が10月より更新されました。10月1日以降の勤務については、下記の最低賃金を適用してください。

	更新前	更新後	差額
千葉 (10/1)	868	895	+27
埼玉 (10/1)	871	898	+27
東京 (10/1)	958	985	+27

事業主はこの額を下回る賃金で労働者を使用することはできません。なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、家族手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

月給制、日給制の場合は時間額に換算して比較します。例えば、1日の所定労働時間8時間で日給7,000円の場合には、 $7,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} = 1 \text{ 時間あたり } 875 \text{ 円}$ となり、最低賃金を下回るので、日給7,160円(895円×8時間)以上に変更してください。

また、地域別最低賃金とは別に、特定の産業又は職業については、特定最低賃金が設定されています。千葉県では、はん用・生産用機械器具製造業などが該当しますが、こちらについては決まり次第(例年11月末頃)お知らせいたします。

働き方改革 関連法について (その2)

労働基準法では、法定労働時間を1日8時間、1週40時間と定めています。この法定労働時間を超えて時間外労働をさせる場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署へ届出が必要です。この協定を「36協定」といいます。今回の働き方改革関連法では、36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられました。(中小企業への適用は2020年4月からです。)

時間外労働の上限(限度時間)は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこの限度時間を超えることはできません。臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、複数月平均80時間以内(休日労働を含む)、月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできません。また、月45時間を超えることができる年間6か月までです。

これに伴い、36協定の様式が変更になりました。限度時間を超えるか否かにより、協定の様式が変わります。

限度時間を超えない	限度時間を超える
様式第9号	様式第9号の2

限度時間を超える場合、届出用紙(様式第9号の2)は2枚組となります。1枚目は限度時間内の時間外労働についての協定書となり、2枚目が限度時間を超える時間外労働についての協定書となります。2枚目については以下の項目等について定めなければいけません。

- 限度時間を超えて労働させる場合における手続き(労働者代表との協議、通告等)について

て定める

- 限度時間を超えた労働者に対して講ずる健康確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの設定等）を具体的に定める
- 限度時間を超えた時間外労働に係る割増賃金率（25%以上）を定める
- 限度時間を超えて労働させる回数（6回以内）を定める

臨時的な特別の事情の事由は、一時的又は突発的なもので、できる限り具体的に定めてください。「業務の都合上必要な場合」や「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれのある内容は認められません。

健康保険被扶養者認定の添付書類について

類は次の通りです。被保険者と扶養認定を受ける方が同居の場合は①と②、別居の場合は①、②、③の書類を添付してください。

【添付書類一覧】

	添付書類	添付書類の省略が可能な場合
①	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票*1 (提出日から90日以内に発行されたもの)	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること（備考欄に「続柄確認済み」と記入）
②	年間収入が「130万円未満*2」であることを確認できる課税証明書等の書類	扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき*3 ・16歳未満のとき

③	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 …預金通帳の写し ・送金の場合 …現金書留の控え(写し)	・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき
---	--	---------------------------

*1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。

*2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）
・60歳以上の方
・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

*3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

Q&Aなぜなにどうして？

 ; 協会けんぽから従業員の氏名が変更された健康保険証が届きました。なにも手続きをしていないのですが、なぜでしょうか。この場合、どうすれば良いですか。

 ; 平成30年3月より、マイナンバーを活用した手続きが始まりました。被保険者の氏名や住所の変更については、日本年金機構がマイナンバーを用いて地方公共団体システム機構に変更情報の照会を行い、協会けんぽに情報提供をします。これにより、被保険者に氏名変更があった場合、新しい氏名が記載された健康保険証が自動的に発行され、事業所へ送付されるようになりました。

新しい健康保険証が届いた際には、被保険者番号を確認し、本人へ直接お渡しください。古い健康保険証は回収し、協会けんぽへ返送します。氏名変更を他の人に知られたくない方もいますので、新しい健康保険証の取扱いは慎重に行いましょう。

新しい健康保険証が自動で送付されるのは、被保険者の氏名変更のみです。被扶養者の氏名変更については、これまで通り届け出が必要ですので、ご注意ください。